

## 新潟市秋葉区農業委員会令和2年度3月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年3月30日(火)午後3時から午後3時58分

2 開催場所 秋葉区役所401会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
委員	11番	上田 一男
会長	12番	小倉 栄造
委員	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
委員	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5番 佐々木 和美

5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

11番 上田 一男

13番 伊藤 君雄

### 第2 議事

議案第 34号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第 35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 36号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 37号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第 40号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	鈴木 浩
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年度3月定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<挨拶>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は5番佐々木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長(小倉会長)	<p>それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので11番・上田委員、13番・伊藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>

議長

それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 34 号「新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて」をご覧ください。

12 月総会にて決定し、1 月 14 日付けで公告された新規分の利用権設定について、記載のとおり取り消しの申請がありました。

2 ページは「新潟市農用地利用集積計画の取り消し公告について(依頼)」案でございます。公告依頼年月日は令和 3 年 4 月 14 日となります。

以上です。

議長

ただ今説明の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 34 号は原案どおり決定することとしました。

議長

議案第 35 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 3 ページ、議案第 35 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 15 件、小須戸地区 1 件、

筆数 69 筆、面積 45,909 m<sup>2</sup>であります。

7 ページは売買で、小須戸地区 1 件、筆数 10 筆、面積 7,688 m<sup>2</sup>であります。

8 ページは利用権の移転分、小須戸地区 1 件、筆数 1 筆、面積 1,611 m<sup>2</sup>であります。

9 ページは中間管理事業分、新津地区 27 件、小須戸地区 7 件、筆数 223 筆、面積 196,185 m<sup>2</sup>であります。

16 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 4 月 14 日となります。

17 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

（鈴木委員退席）

議長

ただ今説明の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第 35 号は原案どおり決定しました。ここで退席委員の入室を許可します。

（退席委員着席）

議長

それでは、次に移ります。

審議の都合により、先に追加議案の  
議案第 40 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題と  
します。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(鈴木主査)

「追加議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」  
ご説明します。

追加議案書 1 ページ 番号 1 全体地図中、番号 3 条—1 をご覧ください。

譲渡人 A 氏

譲受人 B 氏

車場地区の案件で、高橋推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請で、申請面積は畑 1 筆、15 m<sup>2</sup>  
です。

譲受人は水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 8.6 ha の栽培を  
予定しております。

譲渡人のハウスからの雪が落下し、譲受人の隣の畑に支障をきたしてい  
る状況であるため、その部分を分筆し譲受人に贈与の申出をしたもので  
す。

申請地は市街化区域農地です。

本件は小面積による贈与であることから、申し合わせにより部会省略案  
件となりました。

次に、追加議案書 1 ページ 番号 2 全体地図中、3 条—2 をご覧くださ  
い。

譲渡人 C 氏

譲受人 D 氏

蕨曾根地区の案件で、四柳推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 1 筆、122 m<sup>2</sup>です。

譲受人は水稻及び野菜を主体とした経営で、申請地と合わせて約 4.1 ha  
の栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足のため、譲受人に贈与の申出をしたものです。

申請地は農振農用地区域内農地です。

なお、本件は農地部会に付されました。

また、いずれも移転行為の妨げとなる権利を有する者はおりません。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第3条許可申請1件について報告します。  
追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人 D 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲受人は当該農地の両側隣接地を耕作しており、また後継者がいなく労力不足により、譲受人が2~3年前から作業受託していました。

小面積であり、贈与の話がきたので承諾し、申請に至ったとのことでした。

部会からは許可後は申請どおり耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第40号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは次に移ります。

事務局  
(次長)

議案第 36 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、

議案第 37 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、一括して事務局の説明をお願いいたします。

議案第 36 号、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

なお、この議案 36 号と次の議案 37 号については、後ほど、佐藤農政振興部会長からお話があると思いますが、3 月 6 日の農政振興部会でそれぞれご承認いただいたものです。

I の農業委員会の状況で 1 の農業の概要ですが、計の欄をご覧ください。いずれも 3 月現在で、耕地面積は 33,010ha、経営面積は 3,490ha、遊休農地面積は 0.9ha、農地台帳面積は 4,041ha となっています。耕地面積と経営面積は 2015 年センサスの数値です。

次に、農家総数及び農業就業者数については記載のとおりとなっています。次に認定農業者などですが、認定農業者数は昨年より 33 人減の 459 人、基本構想水準達成者は 3 人です。なお、基本構想水準達成者は昨年までは認定農業者との重複分を含んで表示しておりましたが、本年はあくまで重複分を除外した数値です。

下段の新制度に基づく農業委員会で農業委員の定数、実数、推進委員の定数、実数、地区数等をご案内のとおりです。

20 ページ II の担い手への農地の利用集積・集約化、1 の現状及び課題ですが、2 年 3 月現在でこれまでの集積面積は 2,693ha、集積率 77.2%でした。

2 の令和 2 年度の目標及び実績ですが、集積目標 2,733ha に対し集積実績は 2,725ha、達成状況は 99.7%となっています。

3 の目標の達成に向けた活動で活動計画については、記載のとおりです。また、活動実績では、「一定の地域では、農業委員・推進委員参画のもと、人・農地プランの実質化等に関する話し合いを実施した。特に、中村、栗宮、柄目木地区では、地元の農業委員・推進委員が中心となって関わり、担い手への集積・集約活動を推進した。」としました。

4 の目標に対する評価ですが、目標に対する評価については、「区内の担い手（認定農業者）が前年より大きく減少する中で、概ね目標とする面積を達成することができた。」、活動に対する評価は、「コロナ禍で地元農業委員、推進委員の活動が制限される中、概ね計画どおりの活動ができた。」としました。

Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の 1 の現状及び課題で、新規参入の状況及び課題は記載のとおりとなっています。

2 の令和 2 年度の目標及び実績ですが、参入目標 1 経営体、面積 0.5ha に対し参入実績はありませんでした。

3 の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画及び活動実績は記載のとおりとしています。

4 の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価は、「個別に新規参入希望者等への相談活動は実施しているが、目標とする新規参入は得られなかった。」、活動に対する評価は、「目標とする活動は概ね実施できたが、結果として新規参入者はなかった。」としました。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価の1の現状及び課題ですが、令和2年3月現在、遊休農地面積は1.2ha、管内農地面積の割合は0.03%です。

2 の令和 2 年度の目標及び実績です。解消目標 0.2ha に対し解消実績は 0.4ha となりました。達成率は 200.0%です。

3 の 2 の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画及び活動実績については記載のとおりとなっています。

4 の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価については、「農業委員・推進委員の活動や関係農家の協力を得て目標を上回る解消ができた。」、活動に対する評価ですが、「計画を達成することができた。今後も、委員の日常活動の中で遊休農地の新規発生防止に努めていく必要がある。」としました。

Vの違反転用への適正な対応の1の現状及び課題ですが、令和2年3月現在、違反転用面積は1.0haでした。

2 の令和 2 年度実績ですが、2 年度末時点で 0.9ha で前年に比べ 0.1 ha の減となりました。

3 の活動計画・実績及び評価では、活動計画と活動実績は記載のとおりです。活動に対する評価は、「違反転用農地の一部を解消することができ、概ね計画は達成できた。今後とも、粘り強く是正、発生防止に向け活動を行う。」としました。

VIの農地法等によりその権限に属された事務の点検で、1 の農地法第 3 条に基づく許可事務では、「市への権限委譲のため該当事務なし。」としています。

2 の農地転用に関する事務では、1 年間の処理件数が 25 件で、事実関係の確認、総会等での審議、審議結果等の公表、処理期間等は記載のとおりです。

3 の農地所有適格法人からの報告についてですが、管内の農地所有適格法人数は 20 法人、うち報告書提出法人は 20 法人です。なお、今回、昨年と比べ法人数が大きく増加していますが、昨年までは秋葉区内に事業所を持つ法人だけを対象にしていました。今回、他の市区町村に事業所置くが



秋葉区に耕作農地を持つ法人もこの報告が必要との指導を受け、この数字となったところです。

4 の情報提供等です。賃借料情報の調査・提供及び農地の権利移動等の状況把握、農地台帳の整備は記載のとおりとなっています。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、2 年度は特にありませんでした。

VIIIの事務の実施状況の公表等で、1 の総会等の議事録の公表については、HP に公表している。

2 の農地等利用最適化推進施策の改善について意見の提出については、意見の提出件数が1 件、意見の概要は、新潟市長あてに「農用区域内における農業用施設建設のための用途変更基準の緩和について。」ほか5 件を提出しているところです。

3 の活動計画の点検・評価の公表については、「HP に公表している。」としました。

続いて、議案第37 号、令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明いたします。

I の農業委員会の状況で1 の農家・農地等の概要については、先ほど「目標及び活動点検評価」でお示した数値と同じ内容ですので説明は省略させていただきます。

II の担い手への農地の利用集積・集約化の1 の現状及び課題ですが、令和3 年3 月現在の集積面積は2,725ha、集積率は78.1%です。

2 の令和3 年度の目標及び活動計画についてです。目標は前年の実績を勘案し40ha 増の2,765ha としました。活動計画ですが、「委員の積極的な対応により、各地域で人・農地プランの実質化を進め、関係団体と協力しながら中心的経営体への農地の集積・集約に向けた活動を強化する。」ほか、記載のとおりとしました。

IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の1 の現状及び課題ですが、新規参入の状況は平成30 年度から令和2 年度までは記載のとおりでした。

2 の令和3 年度の目標及び活動計画ですが、参入目標1 経営体で目標面積は0.5ha としています。活動計画では、「市と連携して各種助成制度や農地情報など新規参入者に必要な情報を提供する。」ほか記載のとおりです。

IVの遊休農地に関する措置の1 の現状及び課題ですが、令和3 年3 月現在で遊休農地面積0.9ha、割合は0.03%となっています。課題については、記載のとおりです。

2 の令和3 年度の目標及び活動計画では、遊休農地の解消面積0.1ha、目標設定の考え方は管内農地面積の1%以下の維持です。活動計画では、農地の利用状況調査及び農地の利用意向調査については記載のとおり計画し

ています。

その他では、「遊休農地化するおそれのある農地について調査・指導を強化・徹底し、遊休農地の発生を未然防止する。」としました。

Vの違反転用への適正な対応の1の現状及び課題ですが、令和3年3月現在の違反転用面積は0.9haとなっています。課題については、記載のとおりになっています。

2の令和3年度の活動計画では、「是正に向けた個別指導や是正計画書の提出、定期的な是正状況の説明を求めるほか、農業委員会だより等での啓発、現地調査による違反転用の初期段階での発見・是正指導」などとしています。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第36号及び議案第37号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画(案)について

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第4条転用届出に関する受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 31 ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用配分計画（案）について」でございます。

新津地区 38 件、小須戸地区 15 件、筆数 223 筆、面積 196,185 m<sup>2</sup>であります。

42 ページは中間管理事業の利用権の移転分、小須戸地区 2 件、筆数 17 筆、面積 12,616 m<sup>2</sup>であります。

つづいて議案書の 44 ページをご覧ください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 39 件受理いたしました。

(鈴木主査)

53 ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 6 件回答しました。

54 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。

記載内容のとおり 5 件受理しました。

55 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 4 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理しました。

最後に 56 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり 1 件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

鈴木委員

42 ページ 1 番の配分計画で、中間管理権の移転を受ける者は公務員だと思うが、公務員は一般的に規模拡大できないはずなのに、この場合は可能かお伺いしたい。

事務局

公務員ではあるが、人事部門からの許可を受けていると聞いています。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年度3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議長

この後5分間休憩し、16時5分から定期総会を開会しますので、時間になりましたらお集まりください。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 上 田 一 男

署名委員 伊 藤 君 雄